

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第12号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則（昭和40年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>			
区分	職	職務	区分	職	職務	
事務局		[略]	事務局		[略]	
	課	[略]		課		[略]
	担当課長	[略]			担当課長	[略]
	主査	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の特定事務を処理する。</u>				
2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			
区分	職	職務	区分	職	職務	
事務局		[略]	事務局		[略]	
	課			企画指導監	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行うとともに、課の高度な知見を必要とする特定事項についての調査、企画及び立案に参画する。</u>	
				専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、課の特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>	
		主任主査		[略]	主任主査及び主任主査行政専門員	[略]
	主査行政専門	[略]		主査及び主査	[略]	

	員			行政専門員	
	[略]			[略]	
3	[略]		3	[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。